

8月1日付 SAJ 令和5教第003号「2023年度パトロール検定会における
新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置」の一部変更について

日頃より、本連盟の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023年度パトロール検定会の特別措置について、8月1日付 SAJ 令和5教第003号でお知らせした内容から、下記のとおり一部変更になりましたので、貴連盟の関係者に周知をお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う受検要件特例措置」

(変更前)

公認スキーパトロール申込要件の「赤十字救急法救急員認定証」については、2022年5月から同講習が再開され始めていますが、日本赤十字社県支部により温度差があり、十分な数の同講習が再開されていないことと、同講習が開催されても受講者数を制限しているところが多く(2022年7月現在)、全ての受検者が公平に同講習を受けられる保証が無いのが現状です。そのため、2023年度特例措置として、「赤十字救急法救急員認定証」に替えて赤十字救急法基礎講習検定合格者に付与される「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」(有効期間5年)の交付を受けているか取得見込みを申込要件とします。ただし、赤十字救急法救急員養成講習が再開された時点で、速やかに同講習を受講し、検定合格者に付与される「赤十字救急法救急員認定証」(両面写)を、加盟団体経由で SAJ 事務局教育本部担当まで E-mail で提出してください(期限は定めません)。

(変更後)

公認スキーパトロール申込要件の「赤十字救急法救急員認定証」については、2022年5月から同講習が再開され始めていますが、日本赤十字社県支部により温度差があり、十分な数の同講習が再開されていないことと、同講習が開催されても受講者数を制限しているところが多く(2022年7月現在)、全ての受検者が公平に同講習を受けられる保証が無いのが現状です。そのため、2023年度特例措置として、「赤十字救急法救急員認定証」に替えて赤十字救急法基礎講習検定合格者に付与される「赤十字ベーシックライフサポーター認定

証」(有効期間 5 年)の交付を受けているか取得見込みを申込要件とします。ただし、赤十字救急法救急員養成講習が再開された時点で、速やかに同講習を受講し、検定合格者に付与される「赤十字救急法救急員認定証」(両面写)を、加盟団体経由で SAJ 事務局教育本部担当まで E-mail で提出してください(期限は定めません)。

<日本赤十字社の特例措置(有効期間の延長)の取扱いについて>

2021 年(令和 3 年)4 月 1 日から 2023 年(令和 5 年)3 月 31 日の間に有効期間が満了を迎える資格「救急法基礎講習修了者(ベーシックライフサポーター)同救急員(ファーストエイドプロバイダー)」については、一律、2024(令和 6)年 3 月 31 日までその資格が有効であるとみなし、公認スキーパトロール申込要件「赤十字救急法救急員認定証(有効期間 5 年)の交付を受けている者」を満たします。

詳細につきましては、下記 URL から確認願います。

https://www.jrc.or.jp/study/news/2022/0224_023752.html

以上